

容は、税理士の本来の業務を想定する限り、妥当な内容であると筆者も考えるが、税理士という職業の特殊性を考慮せず、家事費として個人の顔を見るのみで、一般論だけの判示内容はやや説得力を欠く。本判決は、“通常かつ必要の壁”の高さを再認識した事件であるといえる。

2 源泉所得税額の認定について

次に、源泉所得税額の認定についての問題である。本件津地裁が判決文で引用した事件は「日光貿易株式会社事件」^{*13}であるが、これは給与等の受給者である原告らが支払者により誤って所得税の源泉徴収をされたため、当該年分の所得税の額からその誤徴収額を控除して確定申告をしたところ、被告税務署長らが更正処分等をしたため、その更正処分等の取消しを求めた事件である。第1審は、源泉徴収による所得税と申告納税による所得税は全く異なるものであり、確定申告を行おうとする受給者が、先に源泉徴収による所得税を不当又は過大に徴収されている場合であっても、正当な源泉徴収税額との差額の金員の還付を求めることができるのは給与の支払者のみであって、受給者は確定申告に際して国に対して直接求めることはできないとして、納税者の請求を棄却した。その上告審である最高裁判決は、「給与等の支払を受けるに当たり誤って源泉徴収をされた（給与等を不当に一部天引控除された）受給者は、その不足分を即時かつ直接に支払者に請求して追加支払を受ければ足りるのであるから、右のように解しても、その者の権利救済上支障は生じないものといわなければならない。」とし、源泉所得税の納税に関しては、国と法律関係を有するのは支払者のみで、受給者との間には直接の法律関係を生ぜしめないものと判示した。したがって、給与の受給者は何ら特別の手続を経ることを要せず、直ちに支払者に対し本来の債務の一部不履行を理由として、誤って徴収された金額の支払を直接に請求することができるのであり、これは本件税務署長の主張のとおりである。Xは専門家でありながら、このような源泉徴収における基本的な法律関係を理解していないことは残念である。

（渡辺 充）

*13 第1審：名古屋地裁昭63（行ウ）第7号、平1・10・20判決（税務訴訟資料174号157頁）、控訴審：名古屋高裁平1（行コ）第18号、平2・6・28判決（税務訴訟資料176号1363頁）、上告審：最高裁平2（行ツ）第155号、平4・2・18三小法廷判決（税務訴訟資料188号321頁）

債務免除の撤回と自然債務

第1審：盛岡地裁平成17年11月4日判決（TAINS：Z255-10192）
控訴審：仙台高裁平成18年7月14日判決（TAINS：Z256-10451）

調査官の眼

原告Xは歯科医師であるが、債権者との話合いで、資金の借入れについて債務の一部返済を条件に約2億円の債務免除を受けた。この債務免除益についてXは、平成13年分の事業所得及び一時所得に含めて確定申告を行ったが、後日、本件債務免除益契約は、Xの錯誤により無効であることを確認を求める調停が成立し、本件債務免除の意思表示が撤回され、債務免除益は消滅した。なお、本件調停により撤回された後の債務については、以後、債権者は支払の請求を行わない「自然債務」と認識された。そこで、Xは本件債務免除が取り消されたものとして、平成13年分の所得税について更正の請求を行ったのである。

調査官は、本件調停の前後において実質的な債権債務の権利関係に変更はないことに着目し、課税庁は、本件更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったのである。

本件では、単に法形式上の変化（債務免除された状態から自然債務）のみならず、その債務の性質について、実質的な観点からみて経済的な利益が消滅したかどうかを検討しなければならない。

I 事実関係

原告Xは、平成4年に破綻したC信用金庫に対し、平成5年5月30日当時、3億円を超える債務を負担していた。この債務に係る債権のうち1億4,676万円は同日、うち1億6,180万円は同年9月30日、C信用金庫から社団法人Aに譲渡され、原告はAに対し、上記債務の返済

を継続していた。

平成12年10月当時、原告のAに対する上記債務の残高は、依然として3億円を超えていたところ、原告は近く解散することとなったAから、債務の一部弁済に応じるのであれば残額を放棄してもよいとの申し入れを受けた。その後、原告とAとの間で上記債務の返済方法について話し合いが行われ、平成13年3月28日、XはAに3,500万円の現金と、Xが所有する甲土地等の売却代金をもってこれを弁済することを約し、同年9月14日、甲土地等の売却代金の弁済を受けたので、Aは5月31日現在、Xに対して有していた貸付金元金の合計2億1,393万1,105円及びこれに付帯する利息の支払を免除する旨の債務免除通知をした。

そこで、平成13年分の所得税につき、Xはこの債務免除益を事業所得及び一時所得に含めて申告を行ったが、平成14年2月22日、K簡易裁判所に対し、Aとの間の本件債務弁済契約は錯誤により無効であるなどとして、その無効確認等を求める調停を申し立て、同年3月29日、本件債務弁済契約が無効であることを確認し、AはXに対し同日現在の残債務について支払を請求しないことなどを内容とする調停が成立了。

Xは被告Y税務署長に対し、平成14年4月11日、同年3月29日付けで本件調停が成立し、本件債務免除が取り消されたとして、平成13年分の所得税について更正の請求を行った。

しかし、Yは平成14年8月2日、本件更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の通知処分をなした。これを不服としたXは、所定の手続きを経て本訴に及んだ。

II 争点

本件の争点は、本件調停により本件債務免除益が消滅したか否かにある。原告Xは、本件調停により、本件債務免除の意思表示は撤回され、本件債務については、「今後、支払の請求をしない。」とされたが、この調停条項は、裁判上請求して強制的な取立をしないとの意味（自然債務）であり、自然債務と債務免除とは法律的に明確な差異があるから、本件調停により原告とAとの間の権利関係に実質的な変動があったこと、すなわち本件債務免除益は消滅したことは明らかであると主張した。

これに対しYは、本件調停により本件債務が自然債務とされたといつても、そもそも自然債務は民法414条、415条の強制履行等が認められていないものであり、自然債務を負担したことは債務免除益の存否に影響を与えるものでない。また、本件債務は無担保のままとされたのであるから、本件調停後の実態は、本件債務免除を受けた時点と経済的実質が何ら変わるものではないというべきであって、本件債務免除益が消滅したとはいえないと主張した。

III 判決の要旨

第1審盛岡地裁は、次のとおり判示し、本件債務免除益は消滅していないとして、納税者敗訴の判決を下した。「本件調停により本件債務免除による経済的な利益が失われたかどうかをみると、本件調停の前後で、本件債務について、債務免除された状態からいわゆる自然債務とされるという法形式上の変化はあったものの、原告は、Aから支払を請求されない無担保の債務を負担しているにすぎず、本件債務は、これを支払うかどうか専ら原告の意思に任せられ、原告の財産は本件債務につき責任財産とはされないのであるから、経済的な利益という点においては債務免除を受けたときと何ら変わりがないというべきである。したがって、本件調停により本件債務免除による経済的な利益が消滅したということはできないから、原告の上記主張は失当である。」

また、控訴審判決も、次のとおり判示し、第1審判決を支持した。「自然債務は債務の履行が法律以外の社会規範による債務者の自発的な意思に委ねられている債務であって、債権者は強制履行の手段をとりえない債務である。したがって、弁済しなくとも債務者には何ら法的不利益を生じないため、金額的にも時期的にも弁済されることの裏付けがなく、いかなる意味でもその支払が担保されていないものであるから（仮に、本件調停が事業再生を目的としてなされたものであるとしても、民事再生法等に基づく他の手法による事業再生とはこの点で根本的に異なるものというべきである。）、現実の弁済がなされないかぎり、その経済的価値は無いに等しいというべきであって、強制執行可能な通常の債務が自然債務に転化すれば、その時点で債権者の経済的利益は失われた（ママ）、これを債務者からみれば、対応する経済的利益を得たとみるのが相当である。」

本件は、調停に基づき、債務免除の撤回により、法的に債務免除益は消滅し「自然債務」となったのか、また、租税法がそれを実質的に認めるのか、という形式と実質の問題である。

そもそも納税者の主張する「自然債務」とは、債務者が任意に債務を弁済すれば有効な弁済となるが、弁済がない場合に債権者側が履行を強制できない債務をいう。すなわち、本件調停契約では、XとAとの間で「⑤原告は、Aに対し、本件債務として、本日現在、元金2億1,393万1,105円（外に未払利息及び損害金が存在する。）の存在することを確認する。⑥Aは、原告に対し、⑤の債務については、今後、支払の請求をしない。」と取り決めがなされ、これは法的には本件債務が自然債務となったことを意味する。

しかし、民法414条（履行の強制）^{*14}、民法415条（債務不履行による損害賠償）^{*15}の強制履行等が認められていないことと、債務免除の撤回により、債務免除益の存在が消滅することは、同一のことではない。この点を盛岡地裁は、上記のとおり、経済的実態を重視して、経済的な利益という点においては債務免除を受けたときと自然債務となった場合とでは、何ら変化がないと判断した。

筆者もこの点に賛成する。事実関係の整理の際に省略したが、Xの顧問会計士と妻は、債務免除益の課税免除の嘆願を内容とする書類をYに提出している。免除の理由は、単に納税が困難というだけである。すなわち、本件は、最初からタックス・プランニングの失敗であり、それを小手先の法形式のみで回避しようとしても、経済的実態は所得

税法36条の収入金額の規定により確定した経済的利益として発生しており、これへの課税は、嘆願書で何とかなるような問題ではない。また、上記調停にあるとおり、Xは本件債務を弁済する意思はないのであるから、経済的利益を受けている認識はある。納税者はこの点を認識すべきである。

なお、本件では、被告担当職員が、Xの顧問会計士に対し、自然債務とすれば課税関係は生じない旨回答したにもかかわらず、それに反する本件通知処分をしたことは信義則に反するかどうかも争点となつた。この点については、「公的見解として本件債務を自然債務とした場合には課税関係を生じないことを表示したとの事実は認められない。」と判示し、信義則に関する伝統的な公的見解論を支持している。

（渡辺 充）

*14 (履行の強制)

第414条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。

3 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。

4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

*15 (債務不履行による損害賠償)

第415条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。